

第 3 次  
大多喜町行政改革大綱



大 多 喜 町

平成 2 2 年

# も く じ

## 大綱の構成

第3次行政改革大綱の構成概要図	1
-----------------	---

## 大 綱

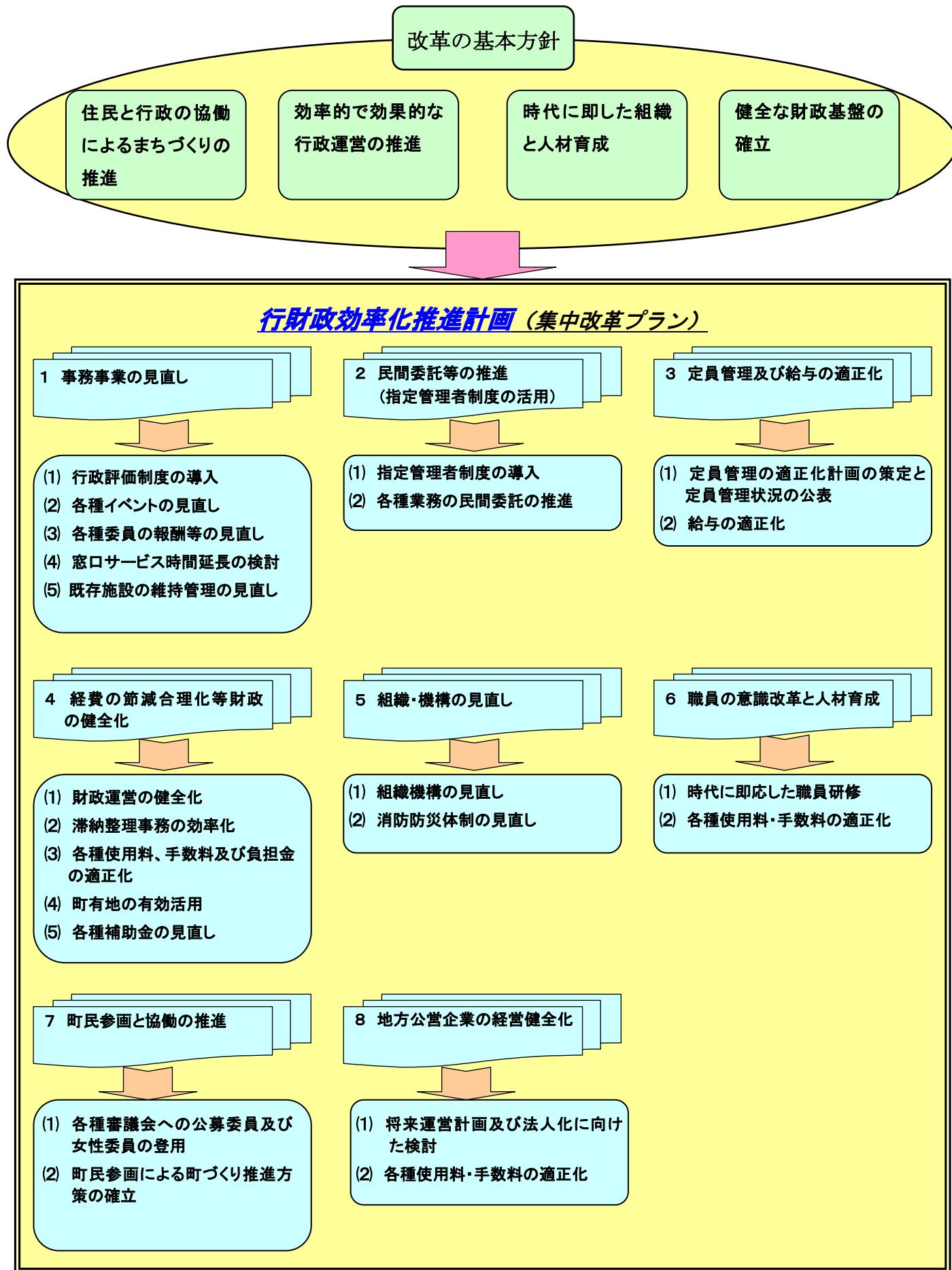
### 第3次行政改革大綱

1 行政改革の目的	2
2 行政改革推進の基本方針	
(1) 住民と行政の協働によるまちづくりの推進	3
(2) 効率的で効果的な行政運営の推進	3
(3) 時代に即した組織と人材育成	3
(4) 健全な財政基盤の確立	3
3 第3次行政改革大綱及び行財政効率化推進計画の考え方	
(1) 行政改革大綱の見直し	3
(2) 行財政効率化推進計画の策定	4
4 行政改革の推進項目	
(1) 事務事業の見直し	4
(2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用も含む。）	4
(3) 定員管理及び給与の適正化	5
(4) 経費の節減合理化等財政の健全化	5
(5) 組織・機構の見直し	5
(6) 職員の意識改革と人材育成	5
(7) 町民参画と協働の推進	5
(8) 地方公営企業の経営健全化	5

## 資 料

第3次行政改革大綱策定及び行財政効率化推進計画策定までの経緯	6
--------------------------------	---

# 第3次行政改革大綱の構成概要図



# 第3次大多喜町行政改革大綱

平成22年3月 策定

## 1 行政改革の目的

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権が進み、行政に求められているサービスがますます多様化・高度化し、質・量とも増大している中であって、急激に進む少子高齢化への対応、景気の低迷や雇用情勢の悪化などによる町税の減少、また社会保障費の増加により、町の財政状況は厳しさを増している状況です。

このような中で、本町は住民の理解、協力を得ながら、健全財政及び行政水準の維持を図り、住民の安全や生活環境基盤の整備をはじめ教育、福祉、産業分野の施設整備や施策の展開を図るなどの行政改革を第1次、第2次をとおして取り組んできました。

今後は、更なる地方分権などにより多様化してくる社会情勢に柔軟かつ的確な対応を図るとともに、住民が安心して安全に暮らせる充実したまちづくりを推進することが肝要であり、今まで推進してきた行政改革に加えて、でき得る限り行政体のスリム化を図り、なお一層の簡素で効率的な行財政運営の確立を目指していくことが重要です。

また、社会情勢の変化による新たな行政課題に対応していくために、職員一人ひとりが問題意識と目標達成の信念と意欲を持ち、限られた人員・財源を活かし、既存の枠組みや従来の概念にとらわれない行政体及び住民と行政が一体となった体制の構築が必要であります。

第3次行政改革は、第2次行政改革で取り組んできた結果を精査し、重点項目を絞り、目標策定だけではなく実行に向けた計画と手法を持って、事務事業の整理合理化や人件費、物件費、補助費等をはじめとした経費の削減、各種自主財源の確保など、従来からの行政手法を改革するため「第3次大多喜町行政改革大綱」を策定し、積極的に推進します。

## 2 行政改革推進の基本方針

地方分権が一層進み、住民ニーズの多様化に的確に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、次の4つを改革の基本方針として取り組みます。

### (1) 住民と行政の協働によるまちづくりの推進

個性的かつ魅力的なまちづくりを進めていくために、住民と行政の連携の必要性がますます高まっています。

住民と行政が協働したまちづくりを推進していくには、情報公開と情報提供を進めて行政の持つ情報と考え方を積極的に住民に説明し、行政への関心を高めてもらうとともに、住民と行政の交流と相互理解、さらに住民参加へと展開していくよう努めます。

### (2) 効率的で効果的な行政運営の推進

地方分権による業務範囲の拡大などにより、今後の地方行財政を取り巻く状況は、さらに厳しいものが予想される中、事務事業の統合や集約化などによる定員管理の適正化、業務の一層の整理・合理化に努め、簡素で効率的な行財政システムの構築を推進します。

### (3) 時代に即した組織と人材育成

社会経済情勢を的確に把握し、多様化する住民のニーズに迅速に対応していくため、常に効率的な組織機構となるよう、職員に計画的な研修を行い、分権時代に即応した人材の育成により、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない姿勢で、行政サービスの向上、制度の企画立案に取り組むことのできる人材育成を推進します。

### (4) 健全な財政基盤の確立

事務事業全般にわたる徹底したコストの削減を図るとともに、受益者負担の適正化や、町有財産の有効活用、町税等における徴収強化などにより、自主財源の確保に努め、将来にわたる安定的な財政基盤を確立します。

## 3 第3次行政改革大綱及び行財政効率化推進計画の考え方

### (1) 行政改革大綱の策定

第3次行政改革大綱は、第2次行政改革大綱を基本として、地方分権、社会環境の変動等に対応した事務事業の見直しを図り、行財政運営の更なる効率化を図るため、平成22年度 第3次行政改革大綱を決定します。

## (2) 行財政効率化推進計画の策定

国から平成17年3月末に「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」が示され、大綱に基づく具体的な取り組みを集中的に実施し、住民にわかりやすく明示した計画（以下「集中改革プラン」という。）を第3次行政改革においても行財政効率化推進計画に位置付け、更なる事務事業の改善を推進し、健全な行財政改革に取り組むため、行財政効率化推進計画を策定します。

ア 推進期間 平成22年度から平成26年度までとします。

イ 行財政効率化推進計画の作成 平成21年度に細部の洗い出しを行い作成します。

ウ 実施期間 基本的には平成22年度からとなるが、実施が急務であるものは、平成21年度から実施します。

エ 計画の見直し及び進行管理 行財政効率化推進計画は、各年度終了後に見直し、ローリングを行い、進捗状況については、年度ごとに公表し、半年毎の進行管理の徹底を図ります。

また、国から集中改革プランの新しい指針等が示された場合は、必要に応じ大綱及び行財政効率化推進計画の見直しを行います。

## 4 行財政効率化推進計画（行政改革の推進項目）

### (1) 事務事業の見直し

行財政改革については、これまでも定期的に見直しを行ってきましたが、地方分権の推進による事務事業の拡大や今後も厳しい財政状況が続く状況にあり、複雑多様化する住民のニーズに的確に対応した事務事業を遂行するため、引き続き積極的な見直しを行い、既に計画や着手した事業であっても必要性や効果等を十分勘案し、事務事業の整理合理化を図ります。

併せて、簡素で効率的な行政を実現するため住民と連携・協力を図り住民協働のまちづくりを推進します。

### (2) 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用も含む。）

民間委託等について事務事業全般にわたり、総点検を実施し、メリットが生じるよう委託内容の見直しを行います。

また、町で管理している、公の施設について、指定管理者制度の活用を視野に入れた管理方法の見直しを検討します。

### **(3) 定員管理及び給与の適正化**

職員数を抑制した、定員管理目標を設定します。

また、現在の職員構成は年代的な不均衡が生じているため、今後は長期的な観点に立ち、定員管理の適正化を図ります。

給与については、国の制度改革を見据えつつ、社会経済情勢の変化を踏まえながら、給与全般にわたる適正な見直しを行い、引き続き人件費の適正化に努めます。

### **(4) 経費の節減合理化等財政の健全化**

経費全般について抜本的な見直しを行い、費用対効果の検証を行うとともに、歳出構造の改善や自主財源の確保はもとより、限られた財源を効果的に配分することを目指します。

### **(5) 組織・機構の見直し**

少子高齢化や社会経済情勢の変化及び新たな行政ニーズに対応した施策を総合的・効果的に展開できるような組織づくりを推進します。

### **(6) 職員の意識改革と人材育成**

すべての職員が行政改革に真剣に取り組むことが必要であることから、人材育成基本方針・職員研修計画に基づく人材育成を進めるとともに、職員の意識を高め、創意工夫により既存の枠組みや従来が発想にとらわれない柔軟な姿勢で行政サービスや施策展開ができるよう、職場環境づくりに努めるとともに、業務実績を反映できるよう人事評価制度の運用や職員提案制度の活用などに取り組みます。

### **(7) 町民参画と協働の推進**

年々多様化する住民のニーズに的確に対応し、効率的に行政サービスを提供するため、住民自治へ向けた体制づくりを地域住民と行政の協働主体である行政区と互いに連携して推進します。

また、町内各地域のまちづくり団体等の活動を活性化するために必要な支援策を講じ、行政の意思決定過程において町民参画を推進する観点から、各種審議会等の公募委員の積極的な登用や女性や若者の委員の登用を図ります。

### **(8) 地方公営企業の経営健全化**

経営状況を常に検証し、効率的業務の推進により経費の節減に努め、経営の健全化を図ります。

### 第3次行政改革大綱策定及び行財政効率化推進計画策定までの経緯

	推進本部	調査検討部会
7月15日	大綱見直し手順、作業方針決定	
7月22日 8月1日	第3次行政改革大綱（素案）の策定に伴う個別計画の作成依頼	
9月2日		第1回調査検討部会開催 行財政効率化推進計画項目協議、検討
9月4日		個別計画調書の再提出依頼
11月10日		第2回調査検討部会開催 大綱（素案）の協議、推進項目及び進行管理の協議、検討
11月11日		推進項目及び個別計画調書の見直し依頼
11月27日		第3回調査検討部会開催 大綱見直し案協議、行財政効率化推進計画（案）及び個別計画調書の協議、検討
12月16日	第1回行政改革推進本部会議開催 第3次行政改革大綱（案）協議、行財政効率化推進計画（案）及び個別計画調書（案）協議	
12月25日		第4回調査検討部会開催 大綱（案）及び推進計画（案）の本部会意見の協議
2月25日	第2回行政改革推進本部会議開催 第3次行政改革大綱修正案協議 行財政効率化推進計画修正案、個別計画書修正案及び進行管理方法の協議	
3月16日	大綱の決定	
3月下旬	議会に報告	
3月下旬	大綱決定、行財政効率化推進計画公表	